

「令和8年度官用車点検等保守管理業務」に係る質問・回答書

中国四国農政局会計課

番号	質 問	回 答
1	自動車損害賠償責任保険料を、車検実施前に請求・お支払い頂くことは可能でしょうか。	予算決算及び会計令第57条(前金払のできる経費の指定)において、前金払をすることができる経費が定められており、車検実施前に自動車損害賠償責任保険料を支払うことは前金払に該当することから、当該保険料を前金で支払うことができません。
2	自動車損害賠償責任保険証を、中国四国農政局でご用意頂き、車検時に持参頂くことは可能でしょうか。	仕様書 6. 実施手順(6)のとおりです。
3	自動車損害賠償責任保険料を、官用車点検等保守管理業務に含めることは可能でしょうか。	仕様書 6. 実施手順(6)のとおり、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税印紙代は本契約に含みます。ただし、入札時にはこれらを除いた額で見積もってください。
4	本入札における仕様書では、受注者が保険業法の違反行為に抵触する恐れのあるものとなっておりますが、適法である法的根拠をお示し頂けませんでしょうか。	疑義が生じる内容となっていたことから、継続検査対象の車両ごとに要する自動車損害賠償責任保険料については、仕様書を修正いたします。これにより本契約内での業務の一部であることが明確であることから、保険業法の違反行為に抵触する恐れはないと判断しています。